

## 京都伝統文化の森推進協議会サポーター制度取扱要領

### (趣旨)

第1条 京都伝統文化の森推進協議会規約（以下「規約」という。）第16条の規定に基づき、京都伝統文化の森推進協議会（以下「協議会」という。）がボランティア、企業等の支援・協力を得て行う支援活動の取り扱いを定めることにより、当該支援・協力活動による「レクリエーションの森」の整備・管理及び活動の適切かつ円滑な実施に資することを目的とする。

### (サポーターの要件)

第2条 サポーターは、協議会の活動の趣旨に賛同し、当該「レクリエーションの森」の整備・管理及び活用に要する資金、資材又は労力を継続して提供する意思を有する者であって、次のいずれにも該当するものであるものとする。

- (1) 活動の目的が特定の者又は団体の利益に資するものでないこと。
- (2) 従来 of 経歴等から協定を誠実に遵守すると認められるもの、国有林野の管理及び処分に関して現に係争関係にない者その他協定の相手方として適当であると認められる者であること。

### (サポーターの募集・選定)

第3条 協議会は、計画する活動内容及び地域の実態に応じて、地域で活躍するボランティア団体、NPO、環境経営志向の企業、自然愛好家等を主な対象にしてサポーターを募集することができるものとする。

なお、募集に当たっては地域関係者の協力を得て、協議会の趣旨、活動内容、募集内容等をできるだけ幅広く情報提供するとともに、応募者の求める活動内容の把握に努めるものとする。

2 協議会は応募者の求める活動内容等から適当と認められる者をサポーターとして選定するものとする。

選定後、直ちにその結果を京都大阪森林管理事務所長に報告するとともに応募者に対して通知するものとする。

### (協定の締結等)

第4条 協議会はサポーターを決定したときは、サポーターとの間で次の事項を内容とする協定を締結するとともに、相互に連携・協力して適切な連絡調整を図りながら、同会の自主的な取り組みの適切かつ円滑な実施に努めるものとする。

- (1) 協定の目的
- (2) 対象とする「レクリエーションの森」の名称、位置及び面積

- (3) 支援の内容
- (4) 安全確保等の措置（別紙2に限る）
- (5) 経費の負担等（別紙2に限る）
- (6) サポーターへの恩典の付与
- (7) サポーターの遵守すべき事項
- (8) 協定の破棄
- (9) 協定の有効期間
- (10) その他必要な事項

2 協議会及びサポーターは、次に掲げる場合は、事前に連絡、調整の上、協定を破棄することができるものとする。

- (1) 協議会またはサポーターに協定の内容を逸脱する行為があった場合
- (2) 協議会又はサポーターが協定の破棄を申し出た場合
- (3) 当該「レクリエーションの森」を廃止する場合

3 協議会は協定を締結し又は破棄した場合には、京都大阪森林管理事務所長に報告するものとする。

4 協定の有効期間は、協議会と京都大阪森林管理事務所長との間で締結された協定の有効期間の範囲内で、協議会とサポーターが協議して定めるものとする。

なお、有効期間の満了に当たって、協議会とサポーターの協議により引き続き支援活動が行われる場合には、更新を妨げないものとする。

### （サポーターに対する恩典措置）

第5条 協議会は、サポーターに対して次の事項を内容とする恩典を付与することができるものとする。

- (1) 協議会が設置する標識等への当該サポーターの名称及び支援・協力趣旨の掲載
- (2) 協議会が発行するパンフレット、ポスター等への当該サポーターの名称及び支援内容の掲載
- (3) 当該サポーターが販売する商品・包装紙又は広告物等への支援・協力内容の掲載
- (4) 腕章又は記章の交付（労力を提供するサポーターに限る）

2 1の各号の恩典措置の実施に当たっては、あらかじめ特に次の事項に留意して協議会及び当該サポーター間で取扱いを協議するとともに、京都大阪森林管理事務所長の承認を得ておくものとする。

- (1) 1の(1)については、別添「「レクリエーションの森」内の施設の配置及び整備技術指針」に基づくこととし、過大な表示とならないように注意するものとする。

(2) 1の(2)については、特定の企業等の商品販売、営業活動に繋がることのないように注意するものとする。

(3) 1の(3)及び(4)については、当該「レクリエーションの森」の支援・協力活動の事実を内容とする記述に止めるように注意するものとする。

3 京都大阪森林管理事務所長は、2により承認の申し出を受けたときは、本取組みの趣旨に照らして、適切なものとなるよう必要な指導を行うものとする。4 恩典の有効期間は、原則として、第4の1の規定により協議会とサポーターとの間で締結する有効期間内とするものとする。ただし1の(1)の有効期間は、当該標識等を更新するまでの期間とするものとする。

#### (情報の開示)

第6条 協議会は、使途の透明性を図るため、サポーターから提供された資金・資材の具体的な内容について、活用の結果を情報開示するものとする。

なお、情報開示は当該「レクリエーションの森」における掲示、その他の適切な方法により公表するとともに、提供したサポーターに対してその活用結果を通知するものとする。

#### (委任)

第8条 この要領に定める事項のほか、必要な事項は協議会の会長が別に定める。

#### (附則)

この要領は、平成19年12月26日から施行する。